

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



特集

「成年年齢引き下げ」

- (1) 成年になる年齢はいつから変わるの？
- (2) 成年になると変わることは？
- (3) 若者に多い消費者相談とは？
- (4) 消費者被害に遭わないための注意点とは？

港区立消費者センター

相談の方は相談専用電話

TEL 03-3456-6827


代表電話 TEL 03-3456-4159

相談日時 ※日曜・祝日、年末年始を除く

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) 午前9時30分～午後4時まで



港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら 





本人だけでなく保護者の方もご注意を!

成年年齢引き下げ



民法が改正され令和4(2022)年4月1日から、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。例年、成年になりたての若者は消費者被害に遭いやすい傾向が報告されています。これから成年になる中高生のみなさんは、学校の授業などを通して、「契約の知識」「適正な金銭感覚」をしっかりと身につけておくことが大切です。



(1) 成年になる年齢はいつから変わるの？



明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法でさだめられていました。この民法が改正され、令和4(2022)年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、令和4(2022)年4月1日に18歳、19歳の方は令和4(2022)年4月1日に新成人となります。

現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14(2002)年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14(2002)年4月2日~ 平成15(2003)年4月1日生まれ	令和4(2022)年 4月1日	19歳
平成15(2003)年4月2日~ 平成16(2004)年4月1日生まれ		18歳
平成16(2004)年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

(2) 成年になると変わることは？



① 成年になるとできること

親権者等の同意がなくても、自分の意志で決めることができるようになります。有効な契約ができます。例としては、クレジットカードをつくる、ローンを組んだりお金を借りることができる、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、などです。

② 成年になると失う権利

未成年者が、親権者等の同意なく結んだ契約は、一定の場合(※)を除き、取り消すことができます。これを未成年者取消権といいます。成年になるとこの未成年者取消権が無くなります。

※小遣い範囲の少額な契約、婚姻している者、成人であると意図的にウソをついてした契約、親権者等の同意があるとウソをついた場合等は、未成年者取消ができないこともあります。

このほか、女性が結婚できる最低年齢は、16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女とも18歳以上となります。なお、20歳にならないとできないこと(成年年齢引き下げから除外)は、飲酒、喫煙、公営ギャンブル(競馬や競輪など)、などです。



(3) 若者に多い消費者相談とは？

社会経験や契約知識等が不十分な若者は、悪質商法のターゲットになりやすい傾向が見られます。特に成年になると、クレジットやキャッシングなどで、より高額の商品やサービスを購入可能になり、被害金額も高額化する危険があります。

例えば、
次のような相談です

【相談②】

フリマアプリで
購入した商品が偽物
だったのに、出品者が
返品に応じてくれない。

【相談①】

スマホでオンライン
ゲームをしていたが、強い
アイテムが欲しくて課金を
くりかえし、高額な代金を
払ってしまった。

【相談③】

知人に誘われて投資
セミナーに参加し、高額な
投資ノウハウ(情報商材)を購入
したが、期待通りに儲からない。



【相談④】

エステティックサービスの施術
を「お試し」で受け、その日に長期間
コースを契約したが、自分には合わず解約
トラブルになった。

【相談⑤】

友人から「いいアルバイト、
誰にでもできる仕事がある。」と
誘われ、説明会に参加した。事業者
の収益を分け合う権利を30万円で
消費者金融からお金を借りて契約した。
さらに、「友人・知人を誘って契約
させるとマージンももらえる」と
言われた。返済も苦しいので
解約したい。

(4) 消費者被害に 遭わないための注意点とは？



1 安易な気持ちで契約しない！

契約とは「法的な責任が生じる約束」です。契約で決められたことを守らなければならず、原則、勝手に契約をやめることはできません。ただし、一定の期間内であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできるクーリング・オフ制度があります。(全ての契約がクーリング・オフ制度の対象ではありませんので確認が必要です。)

例：【クーリング・オフできるもの】 ※他にもあります

訪問販売(キャッチセールス、アポイントセールス含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間

2 うまい話に飛びつかない！

「簡単にもうかる」などの甘い言葉をうのみにしないでください。簡単に大金を得られることは通常あり得ません。家族や友人に相談するなど、いったん冷静になって考えましょう。

3 きっぱり断る勇気を持つ！

友達に誘われて参加したセミナーなので断りにくくても、また「今だけ安くなる」などの勧誘を受けても、あなたが必要としない商品・サービスであれば、その場できっぱり断りましょう。



4 クレジット契約の利用や借入は慎重に！

消費生活では、収入に応じた消費(購入)が大原則であり、キャッシュレス社会の現代では特に大切な金銭感覚です。利用は慎重にしましょう。

5 SNSやネットの情報をうのみにしない！

例えば、あなたが探していたブランド品が、非正規店舗サイトやフリマサイト(インターネット上のフリーマーケットサービス)で、割安で売られていたとします。あなた自身が本物か偽物かを判別できないまま購入すると、偽物をつかまされる可能性があります。さらに、偽物である事を認識しながら転売すると、違法行為としてあなたも加害者になってしまう可能性があります。また、フリマサイトは個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められています。



6 チケットの不正転売は違法！

演劇、コンサートやスポーツのチケットは公式サイトから購入しましょう。転売サイトで入手したチケットは、当日入場できないことがある等、トラブルになる場合があります。また安易に、高額で転売すると、チケット不正転売禁止法(令和元(2019)年6月14日施行)に抵触する場合があります。

7 デート商法に注意！

SNSや出会い系サイトなどで知り合い、親密になって断りにくい雰囲気を作った後に、高額商品の購入を要求されたり契約させたりする「デート商法」に注意しましょう。

例 SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われ契約。

別れたくない...



2人の
これからの
ために...

消費者庁

8 マルチ商法に注意！

「会員になって人を紹介すれば収入が得られる」は、マルチ商法・マルチまがい商法である可能性があります。会員になったあなた自身が加害者になる可能性があります。



9 契約書はすべて理解してから契約する！

契約書は契約内容を明確にするためのものですが、特に解約するときの内容が大切です。内容を理解しないまま安易に契約締結せず、すべて理解し納得したうえで契約しましょう。

【令和元(2019)年6月15日に改正】

成年年齢が引き下げられることに関連し、令和元(2019)年6月15日に改正消費者契約法が施行され、消費者の不安をあおった就職セミナー商法や、好意の感情につけこんだデート商法などの契約を取り消すことができる規定が新設されました。

消費生活に関して困ったときには、一人で悩まず、**消費生活センター**にご相談ください。

港区立消費者センター	【相談専用電話】 TEL 03-3456-6827	(受付時間：月曜～土曜 午前9時30分～午後4時)
東京都消費生活総合センター	TEL 03-3235-1155	(受付時間：月曜～土曜 午前9時～午後5時)
消費者ホットライン	TEL 188	(最寄の消費生活相談窓口を ご案内します)

みんなで見守り 悪質商法にだまされない!

利殖商法
値上がりしますから絶対儲かります!

訪問購入(押し買い)
不用になった貴金属はないですか?

架空・不当請求
未払料金? 訴訟?

相談しよう!
だまされないぞ!

原野商法の二次被害
あの土地を高値で買い取りますよ。

通信販売トラブル
こんなはずじゃ...

あなたの「見守り」「声かけ」が高齢者の被害防止につながります!

少しでも不安になったら、身近な人に相談しましょう!

土曜日にも相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害 110番 ☎ **03-3235-3366**

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの通報・問い合わせは

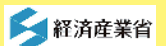
高齢消費者見守りホットライン ☎ **03-3235-1334**

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし **188**

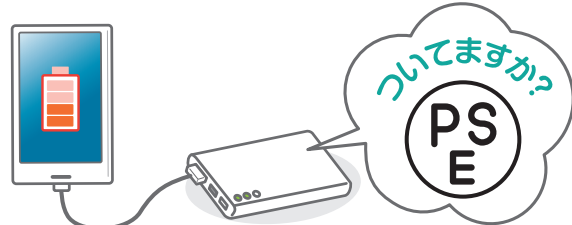
東京都消費生活総合センター www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp

モバイルバッテリーを購入する際には、 PS E マークを確認してください。

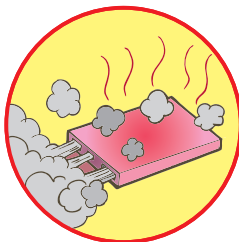


事故が多発していますので、
使い方にも注意しましょう。

モバイルバッテリーが電気用品安全法の
規制対象になり、平成31年2月1日より
PS E マークの表示が必須になりました。

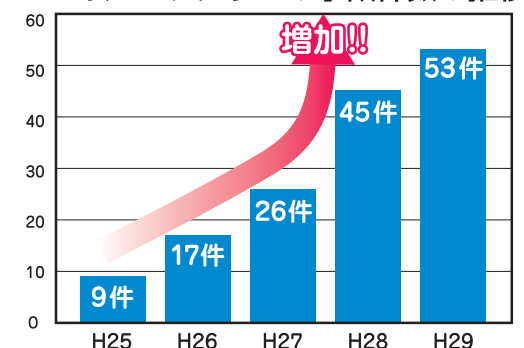


いつもと違っておかしいなと思ったら
使用をやめてください。



- 膨らんでる
- 変な臭いがする
- 熱くなる

モバイルバッテリーの事故件数の推移



出典：NITE (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

モバイルバッテリーによる事故は、平成25年から平成29年にかけて150件発生しており、**近年増加傾向にあります**。うち、約7割は火災を伴う事故であり、安全対策が必要になっています。